

植草幼児教育専門学校同窓会会則

[制 定 昭和49年8月1日]

[最近改正 平成29年11月11日]

第1章 総則

(目的)

第1条 この会則は、学校法人植草学園（以下「学園」という。）と植草幼児教育専門学校（昭和47年4月開設，平成20年3月閉校（以下「幼専」という。）同窓生の連携を図る団体に関し，必要な事項を定めることを目的とする。

(同窓会)

第2条 学園に植草幼児教育専門学校同窓会（以下「本会」という。）を置く。

2 本会の設立年月日は，昭和49年8月1日とする。

(会の目的)

第3条 本会は，会員相互の親睦を深め，併せて学園の各同窓会連合会である「植草学園さくら会」との連携を図ることにより，学園の発展に寄与する。

(事務局)

第4条 本会に事務局を設け，事務所を学園弁天キャンパス内（千葉市中央区弁天2丁目8番9号）に置く。

(会員)

第5条 本会は，次の会員をもって構成する。

普通会員 幼専の卒業生

特別会員 幼専の職員であった者

(活動方針)

第6条 本会は，第3条の目的を遂行するため，次の各号に掲げる活動を行う。

一 会員間の交流及び連携の推進

二 植草学園さくら会への参画

三 植草学園との連携及び協力

四 その他，本会の目的に沿った活動

第2章 役員等

(役員)

第7条 本会に役員を置く。役員構成、選出方法及び任務等は、次のとおりとし、学園長が委嘱する。

役員名	人数	選出等の方法	任務等
会長	1名	幹事の互選に基づき役員会において選任する。	会を代表し、会務を総理する。
副会長	1名		会長を補佐し、必要に応じてその職務を代理する。
幹事	若干名	卒業生のうちから役員会において選出する。	諸般の会務を処理する。(会務に応じて分担する。)

- 2 役員任期は2年とし、再任することができる。
- 3 役員に欠員が生じ、補充を必要とするときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問の数は若干名とし、特別会員のうちから役員会において選任し、学園長が委嘱する。
- 3 顧問は、会の運営について、助言・相談等に応ずる。
- 4 役員会に、顧問の参加を得ることができる。
- 5 顧問の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(役員会の審議事項)

第9条 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 第6条に規定する本会の活動方針に関する事項
- 二 役員選任に関する事項
- 三 予算及び決算に関する事項
- 四 会則の改廃に関する事項
- 五 その他必要な事項

(役員会の開催)

第10条 役員会は、定例として毎年1回開催する。

- 2 役員会は、必要に応じて、又は会員から要請があったときは、臨時に開催することができる。
- 3 特別会員は、役員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会長は、役員会を開催し、議長となる。
- 5 役員会において、議決を要するときは、出席者の過半数の賛意をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

第3章 運営

(業務及び分担)

第11条 本会の運営は、役員が業務を分担して行う。

- 2 業務区分は次のとおりとし、会長が幹事と協議して各班の分担者を割り当てる。

区分	構成	担当業務
総括	会長, 副会長	企画立案
庶務班	幹事数名	① 文書の発送, 受理保管 ② 役員会の記録 ③ 他の班に属さない業務
会計班	幹事2名	金銭出納決算報告
監査班	幹事2名	経理監査及び監査結果の役員会における報告 (経理監査結果を役員会へ報告するに当たっては、学園長の確認を得て行うものとする。)
備考	庶務班に次の業務を行う係を置く。 ○ 企画名簿編集担当係 ○ ホームページ担当係	

(経費)

第12条 本会の経費は、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計)

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

(収支決算)

第14条 前年度の収支決算は、役員会の承認を得るものとする。

第4章 雑則

(改廃)

第15条 この会則の改正は、役員会の議に基づき会長が行う。

(改廃)

第16条 この会則に規定するほか、本会の運営に関し必要な事項については、会長が役員会の意見を聴いて別に定めることができる。

附 則

この会則は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月10日総会承認)

この会則の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月21日総会承認)

この会則の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月17日総会承認)

この会則は、平成24年11月17日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年11月11日総会承認)

この会則は、平成30年4月1日から施行する。